石川県特別栽培農産物認証要綱

制定　平成２９年３月３日　生流第３４９６号

一部改正　平成３０年２月１日　生流第３４４２号

（目的）

第１条　この要綱は、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（平成４年１０月１日４食流第３８８９号総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知。以下「ガイドライン」という。）に基づき、環境に配慮した生産方法による安全・安心な農産物を求める消費者ニーズに応えるため、知事が認証を行うことで、他の競合品目との差別化を図り、農産物の付加価値を高め、生産者の生産意欲の高揚と実需者や消費者の信頼確保につなげるとともに、本県の環境保全型農業の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

(1)　特別栽培農産物

　　　　ガイドライン第３に基づき、節減対象農薬及び化学肥料（窒素成分量）の使用を、県の慣行基準から５割以上削減する栽培方法によって生産された農産物をいう。

(2)　栽培責任者

　　　　ほ場における栽培管理を行う者又はその管理の指導を行う者をいう。

(3)　確認責任者

　　　　栽培の管理方法を調査し、管理等に係る記録内容を確認する者であって、栽培責任者による管理等について必要に応じて指導を行う者をいう。

(4)　精米責任者

　　　　原料である玄米をとう精等する者をいう。

(5)　精米確認者

　　　　とう精の実績等を調査し、その実績等に係る記録内容を確認する者であって、精米責任者によるとう精等について必要に応じ指導を行う者をいう。

（認証対象農産物）

第３条　この要綱による認証の対象となる農産物は、本県に居住する者が、県内で生産する特別栽培農産物で、県が、化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の窒素成分の施用量の慣行基準を定めた品目に限る。

（認証基準）

第４条　認証基準は次の各号のとおりとする。

 (1)　ガイドラインに基づき、生産及び出荷管理が実施されていること。

 (2)　石川県版GAPなど生産工程管理に取り組んでいること。ただし、認証GAPを取得している場合は、省略可能とする。

(3)　汚泥肥料を使用して栽培した農産物でないこと。

（委員会の設置）

第５条　特別栽培農産物認証制度を適正に運用するため、特別栽培農産物認証評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

（認証申請）

第６条　認証を受けようとする者は、当該特別栽培農産物の栽培を開始する前に、申請書に必要な書類を添付して、農林総合事務所を経由して、知事に提出しなければならない。

（現地確認）

第７条　知事は、必要に応じて、申請のあった生産者について、現地確認を行い、確認責任者等への指導を行うものとする。この現地確認は、ＮＰＯ法人いしかわ農林水産サポートネット等の協力を得ながら行うことができるものとする。

（審査及び認証）

第８条　知事は、第６条の規定による申請があったときは、受け付けた申請書類等を審査し、認証の適否を決定し、申請者に認証通知を発行する。

２　知事は、認証審査等について委員会に意見を求めるものとする。

（認証期間）

第９条　認証の有効期間は、認証農産物の販売終了までとする。

（認証マークの使用）

第１０条　認証を受けた農産物は、認証マークの使用を行うものとする。規格や表示方法については、別に定める。

２　認証マークは、認証農産物以外には使用してはならない。

（認証後の変更）

第１１条　認証された内容に変更が生じた場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

２　変更に伴い、認証基準を満たさなくなる場合は、認証マークの使用を中止し、知事に報告するものとする。

（認証の取消し）

第１２条　知事は、認証要件に適合しない場合や、偽りその他不正の手段により認証マークを使用した場合、その他法令等に違反した場合など知事が特に認めた場合は、必要に応じ委員会を開催し、認定を取り消し、認証マークの使用を中止させるものとする。

２　第１項の規定により認証を取り消したときは、翌年から３年間は認証を行わないものとする。

３　認証を受けた者及び第三者に損失があっても知事は責任を負わない。

（実績報告）

第１３条　認証を受けた者は、認証農産物の出荷が終了したときは、実績報告書に必要な書類を添付して速やかに知事に提出しなければならない。

（申請者の責務）

第１４条　栽培責任者、確認責任者、精米責任者及び精米確認者は次の事項を遵守しなければならない。

(1)　認証マークの適正な使用及びガイドラインに基づく適正な表示

(2)　知事等が行う現地確認への協力

(3)　消費者等から求められた場合、生産及び管理状況の開示

（認証業務の委託）

第１５条　次の各号を満たす場合、知事は、知事の行う業務の一部を委託することができるものとする。

 (1)　県内に事務所を有する者

 (2)　県の認証基準に基づく認証業務を的確に実施できる者

(3)　認証を行う農産物に関する知識を有し、指導、調査もしくは試験研究に関する実務経験を有する者、あるいは同等以上の資格を有すると認められる者

２　県は、必要に応じて、委託機関への検査を実施できるものとする。

（情報の公開）

第１６条　認証にかかる情報について、次のとおりインターネット等を通じて公開する。

(1)　認証農産物の生産情報

(2)　認証マークの不正使用や法令違反等により認証を取り消した場合、その内容及び生産者名等の情報

（その他）

第１７条　この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則　　この要綱は、平成２９年３月３日から施行する。

附　則　　この要綱は、平成３０年２月１日から施行する。

　　　　　この改正より前に申請された農産物については、旧要綱を適用できるものとする。